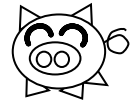


消費税の概要

～消費税の納税義務者～

令和4年8月作成



日本人が買い物をする時、商品の代金とともにお店に消費税を払っています。つまり、消費税を負担しているということです。しかし、**買い物をした人は消費税を国には納めていません。お店に払っている、預けているだけです。**では、一体消費税を国に納めている人は誰なのでしょう。

結論から言うと、**消費者が物を買って消費税をうけとった（預かった）お店が、消費者の代わりに国に納めています。**このように税金の負担者と納める人が異なる税金のことを、専門用語で「間接税」と言います。間接税の納税義務者は税金を預かった人、税金の負担者は税金をお店に預けた人です。一方、参考までに「直接税」にはどのようなものがあるかと言うと、法人税や所得税です。とはいえ、給与所得者は毎月の給料から税金を源泉され、実際に収めるのは会社ですし、銀行で受け取る利子などは利子の支払い時に税金が源泉され完結するので、ある意味間接税的な側面も持っています。

では、**千円のものを買って、お店Aに消費税を100円預けた場合、お店Aは国に100円を、物を買った消費者の代わりに国に収めるのか**という点と少し違います。お店Aが売ったものは、お店Aも別の人Bから仕入れていいいます。その時にはお店Aもその仕入れの時に消費税を払っているのです。**お店Aが千円で売ったものを、お店Bから700円で仕入れた場合、消費税は70円、つまりお店Aはお客さんから消費税を預かる前に、仕入先のお店Bに消費税を70円預けていることになるのです。**

この場合、**お店Aとしては消費税を国に納める時に、お客さんから預かった消費税100円から、自分が預けた消費税70円を引いた差額の30円を国に収めること**になります。勿論仕入れ先のお店Bも同じことで、700円で売ったものを300円で他の事業者Cから仕入れた場合、預かった消費税70円から支払った消費税30円を引いた差額の40円を国に収めることになります。

このようにして、**消費税は最終的に事業を行っていない一般国民(消費者)が払った100円だけが総額として国に納められる仕組み**となっています。このような仕組みを消費税の「転嫁」と呼んでいます。つまり今の例だと、それぞれの事業者が、

A 30円 B 40円 C 30円 合計 100円

が国に納められることとなります。これを表にすると下記のようになります。

	消費者	お店A	お店B	事業者C	合計
支払い(購入)額	1000	700	300	0	-
支払消費税額	①100	70	30	0	200
預かり消費税額	0	100	70	30	200
納付消費税額	0	30	40	30	②100

※①消費者が支払った消費税額と②各お店等が納付した消費税額が一致する

なお、話を単純にするためにCの商品は自然物を取得したか何かしたものとし、仕入れにお金は掛かっていないとします。

いずれにしても、上記の通り、**消費者が負担すべき消費税100円は、お店等ABCがそれぞれ納めた合計が100円になるような仕組み**になっています。